

食品表示適正化基本計画の策定について

策定の趣旨

徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年4月施行）の規定に基づき、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興に資するため、条例の基本理念に則り、食品表示の適正化に関する施策の計画的な推進について、中期的な施策の目標や内容を定めるものである。

基本理念（条例第3条）

- 1 県民の健康の保護
- 2 消費者に信頼される県産食品の生産及び供給の振興がとくしまブランドの発展に寄与
- 3 県及び食品関連事業者等の責務並びに県民の役割の相互理解
- 4 消費者、食品関連事業者等及び県の間における情報共有
- 5 食品表示の業務を合理的に管理するための科学的知見の活用促進
- 6 食品流通の各段階の透明性確保による信頼性向上

基本計画で定める項目（条例第7条）

- 1 食品表示の適正化に関する施策の実施のための基本的事項
- 2 食品関連事業者等が行う食品表示の適正化についての基本的な指針
- 3 施策を計画的に推進するために必要な事項

今後の進め方

素案を作成し、徳島県食の安全安心審議会でのご審議、県議会でのご論議や県民の皆様方のご意見を踏まえ策定